

管理番号 No. _____

重要事項説明書

(訪問介護)

利用者： _____ 様

事業者： 合同会社 美と健康コーポレーション

訪問介護重要事項説明書

〔令和8年6月1日現在〕

1 当ステーションが提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

TEL 0283-86-8310

重要事項説明者 山崎正勝 / 管理責任者 山崎正勝

※ ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2 ヘルパーステーション 美と健康 の概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ヘルパーステーション 美と健康
所在地	栃木県佐野市田沼町64番地
介護保険指定番号	訪問介護 (栃木県 0970402111号)
サービスを提供する地域	佐野市、足利市

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 営業時間

月～金	午前8:30～午後5:30
-----	---------------

(3) 職員体制

	資格	人数
管理者	介護福祉士	1名以上
サービス提供責任者	介護福祉士	1名以上
サービス従事者	介護福祉士	1名以上
サービス従業者	介護職員初任者研修 修了	1名以上

(4) サービス提供の時間帯

	早朝 6:00～8:00	通常時間帯 8:00～18:00	夜間 18:00～22:00
平日	○	○	○
土・日・祝日	要相談	要相談	要相談

※ 時間帯により料金が異なります。

※ 早朝(6:00～8:00)深夜(22:00～6:00)のご利用につきましてはご相談ください。

(5) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3 サービス内容

(1) 身体介護

① 食事介助 ② 入浴介助 ③ 排泄介助 ④ 清拭 ⑤ 体位変換 等

(2) 生活援助

① 買い物 ② 調理 ③ 掃除 ④ 洗濯 等

(3) その他サービス

① 介護相談 等

4 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は原則として基本料金（料金表）の1割・2割・3割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

[要介護状態の方]

[料金表—基本料金・通常時間]

身体介護	20分未満	20分以上 30分未満	30分 ～1時間未満	1時間以上～ 1時間30分未満	1時間30分以上 (30分増すごとに)
	1630円	2440円	3870円	5670円	820円
生活援助		20分以上 45分未満	45分以上		
		1790円	2200円		

- ※ 基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。
- ※ 上記料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）定められた目安の時間を基準とします。
- ※ やむを得ない事情で、且つお客様の同意を得て、サービス従業者2人で訪問した場合は2人分の料金をいただきます。
- ※ 初回のサービス提供責任者のサービス（または同行）は、**200単位 2000円**をいただきます。
- ※ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）として、毎月算定した総単位の**26.6%**分の負担金をいただきます。

令和8年6月 改訂

[要支援状態・総合事業対象の方]

[料金表—基本料金・通常時間]

予防訪問介護Ⅰ 訪問型サービス費Ⅰ (要支援1・2、総合事業対象者)	週に1回程度の訪問
	11760円
予防訪問介護Ⅱ 訪問型サービス費Ⅱ (要支援1・2、総合事業対象者)	週に2回程度の訪問
	23490円
予防訪問介護Ⅲ 訪問型サービス費Ⅲ (要支援2、総合事業対象者)	週に3回程度の訪問
	37270円

- ※ 初回のサービス提供責任者のサービス（または同行）は、**200単位 2000円**をいただきます。
- ※ 予防訪問介護処遇改善加算（Ⅱ）として、毎月算定した総単位の**26.6%**分の負担金をいただきます。

令和8年6月 改訂

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

サービスを提供する地域以外にお住まいの方は、サービス従業者がお尋ねするための交通費の実費をいただきます。

①	事業所の実施地域を超える地点から、片道10キロメートル未満	500円
②	事業所の実施地域を超える地点から、片道10キロメートル以上	1000円

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。

(連絡先：ヘルパーステーション 美と健康 TEL 0283-86-8310)

①	ご利用日の前営業日の17時までにご連絡いただいた場合	無料
②	ご利用日の前営業日の17時までにご連絡がなかった場合	500円

(4) その他

- ① お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用はお客様のご負担になります。
- ② 通院介助などで交通機関を利用した場合、サービス従業者の交通費はお客様のご負担になります。
- ③ 料金の支払方法
料金の支払方法は、毎月月末締めとし、翌月10日までに当月分の料金を請求いたしますので、20日までにお支払いください。お支払い方法は、原則銀行または、郵便局引き落としとさせていただきます。
- ④ まれに、交通事情によりサービス時間が多少前後することがございますがご了承ください。
- ⑤ サービス期間中、当事業所のヘルパーが同行研修する場合がございますのでご了承ください。
- ⑥ お客さまのご希望に沿ってヘルパーを決めておりますが固定ヘルパーご希望の場合、必ずしもご希望に添えない場合がございます。やむを得ずヘルパーが変更する場合もございますのでご了承ください。
- ⑦ 誠に恐縮ではございますが、お茶・お菓子などの心遣いはご遠慮下さい。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。当ステーション職員がお伺いいたします。訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

- ① お客様のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。
- ② 当ステーションの都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知いたします。

- ③ 自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービス終了します）
- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
 - ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕又は要支援と認定された場合 ※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。
 - ・ お客様が亡くなられた場合
- ④ その他
- ・ 当ステーションが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
 - ・ お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族の方などが、当ステーションや当ステーションのサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当ステーションにより文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

（3）事故発生時の対応

利用者に対する指定訪問介護のサービス提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行ないます。

6 当ステーションの訪問介護サービスの特徴など

事 項	有無	備 考
ホームヘルパーの変更の可否	有	変更を希望される方はお申し出ください
男性ヘルパーの有無	有	希望される方はお申し出ください
従業員への研修の実施	有	1ヶ月に1回全体研修があります
サービスマニュアルの作成	有	

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	
主治医への 連絡基準		

8 サービス内容に関する苦情

- (1) 当ステーションお客様相談・苦情窓口

担当 : 亀山綾子 電話 0283-86-8310

山崎正勝 電話 070-5594-4450

- (2) その他（当社以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。）

	住所	電話番号
佐野市役所 介護保険課	佐野市高砂町1	0283-24-5111
足利市役所 元気高齢課	足利市本城3丁目2145	0284-20-2222
国民健康保険連合会	宇都宮市本町3番地9 栃木県本町合同ビル6階	028-622-7242

9 身体拘束等の禁止

事業者は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下この条において「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

- 3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

10 業務継続計画の策定等

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

- ① 業務継続研修及び訓練（感染症） 年2回
- ② 業務継続研修及び訓練（非常災害） 年2回

- 3 事業者は、定期的に業務継続の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

11 ハラスメント対策の強化

事業者は、適切な指定障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

会社の概要

社名 合同会社 美と健康コーポレーション
設立 平成 25 年 1 月
所在地 栃木県佐野市赤見町 2949-2

代表社員 山崎正勝

事業者
合同会社 美と健康コーポレーション

代表社員 山崎正勝

事業所
ヘルパーステーション 美と健康

(指定番号 0970402111 栃木県)

上記の内容の説明を受け、了承しました。

年 月 日

利用者氏名 _____ 印

代理人氏名 _____ 印